



司法書士  
山本 真吾

経歴: 明治大学法学部 卒業 資格: 司法書士、簿記検定2級、  
弓道式段 趣味: 読書、ドライブ



知っているようで知らない相続のこと。知識が不足しているばかりに損をする方もいます。知って得をする正しい知識を、司法書士事務所 LINK の山本先生がわかりやすく解説!!

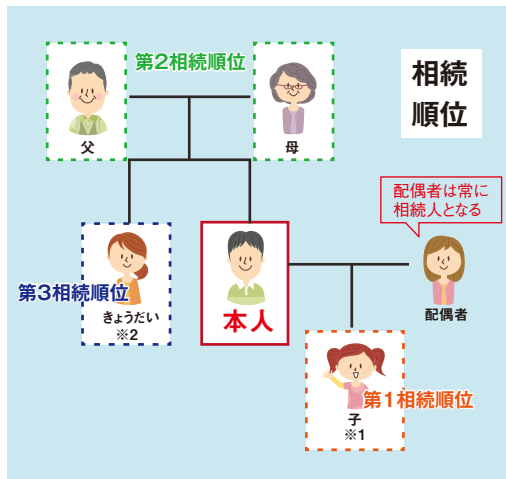
## 相続人が未成年者の場合

### 【相続人が未成年者】

父親(右図:本人)が若くして亡くなってしまった場合など、状況によっては未成年者(右図:子)が相続人となる場合があります。しかし、未成年者は法律により契約行為をできる場面に制限されています。日常では、未成年者の母親が法定代理人となり、子ども(未成年者)のために契約行為等を行うことが出来ます。相続による遺産分割協議も契約行為です。しかしこの場合は、母親が子どもの法定代理人として、遺産分割協議書に印鑑を押すことが出来ないことから問題となります。

### 【なぜできないのか】

この場合、母親は父親(右図:本人)の配偶者であるため、常に相続人となります。遺産を分ける話し合いをするときに、母親の割合を増やせば子どもの割合が減り、子どもの割合を増やせば母親の割合が減る。つまり「利益相反行為」に該当します。こうなると子どもの利益のための代理行為ができないと判断されます。そこで子どもの利益のために、家庭裁判所で『特別代理人』を選任する必要があります。そして、特別代理人に未成年者の代理人として遺産分割協議書に押印をしてもらうことになります。特別代理人として選任される方は、基本的には未成年者との利害関係がない方が選ばれます。例えば母親の兄弟姉妹、子どもからみておじいさんやおばあさんでも印鑑を押すことができます。



※1 子が死亡している場合、孫がいれば孫が相続人になる(代襲相続)  
※2 きょうだいが死亡している場合、その子になる(代襲相続、一代限り)

無料

## 休日相談会!

相続、遺言などなど、あなたの悩みを解決。  
まずは気軽に相談会に参加♪



担当者: 司法書士 山本 真吾  
日 時: 10月8日(日)・10月22日(日)  
場 所: 司法書士事務所 LINK  
(富士市広見本町10番8号)

お問い合わせ・ご予約先

TEL:0545-32-8290

お名前、ご連絡先をお知らせください。



◀◀こちらからも  
お問い合わせできます。



司法書士事務所 LINK (リンク)

TEL:0545-32-8290

住所: 富士市広見本町10番8号 営業時間: 9:00 ~ 18:00  
定休日: 土曜日・日曜日・祝日 (土・日・祝日は事前予約で対応可)  
<http://www.shingo-office.com>

司法書士事務所 LINK 検索

